

建設工事に係る競争入札参加資格審査申請書提出要綱

令和6年4月から伊豆の国市が発注する「建設工事」に係る競争入札参加資格申請書の追加受付を次のとおり行いますので、参加を希望される方は、下記事項を確認し申請を行ってください。

記

1. 受付期間 令和6年1月10日（水）～令和6年1月31日（水）
2. 受付方法 **電子申請**
(対応できない場合のみ紙による申請を持参又は郵送で受付します。)
 - ①電子申請の場合
上記受付期間内（1月10日午前9時～1月31日午後12時）に必要書類を全てPDFにて添付し、電子申請をしてください。
※詳細な方法は電子申請についてのホームページをご確認ください。
 - ②持参の場合
上記受付期間内で申請書類の受領のみ行います。
(その場での審査は行いません。)
受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00
(土曜日・日曜日及び祝日を除く)
 - ③郵送の場合
上記受付期間内での消印有効とします。
3. 提出(郵送)先
 - ①電子申請の場合
市の申請フォームから提出してください。
 - ②持参・郵送の場合
〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡340-1
伊豆の国市役所 企画財政部財務課契約室
(伊豆長岡庁舎2階) 電話 055-948-1414
4. 申請に必要な書類 別紙「建設工事 提出書類一覧」のとおり
※様式は申請書ダウンロード一覧に掲載していますので、必ず今年度の様式を使用してください。
5. 申請資格
 - ①建設業法第3条の許可を受けていること。
 - ②建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求をしていること。
 - ③当該建設業について基準日（令和6年1月1日）の前2年以内に完成実績があること。
 - ④基準日において継続して官民間問わず1年以上同一の営業実績があり、12か月の決算が確定していること。
 - ⑤健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に事業所単位で加入している（適用除外は除く）こと。

6. 資格有効期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）

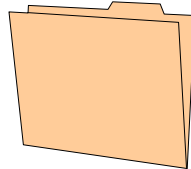
7. 注意事項

①電子申請の場合

(1)必要書類をそれぞれPDFにて指定された場所へ添付してください。

②持参又は郵送の場合

申請書類は別紙一覧表の順に揃え、こより（綴りひも、ホチキス等の金具類、プラスチック類の使用は不可）で綴じた後、A4個別フォルダに収納して提出してください。



【※色及びメーカーの指定はありません。
※タグ部分への会社名等の記載は不要です。】

③書類不備のものは、受付できません。

④次の事項をあらかじめ了承したうえで申請してください。

(1)入札参加資格が認定された場合、資格者名簿の公表をします。

(2)申請書類及び添付書類に虚偽の事実を記載した場合は、入札参加資格を取り消す場合があります。

8. その他

①令和6年度の競争入札参加資格審査申請の認定結果

（認定資格・認定番号・有効期間等）については審査終了後、申請の方法に係わらず、はがきでお知らせします。

（3月下旬予定）

②伊豆の国市では「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」の入札は、全て電子入札で行っています。

令和6年度の「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」の競争入札参加資格の認定を受けても、伊豆の国市の電子入札利用者登録が済んでいない事業者は、入札に参加することができません。

「電子入札システム利用届」の提出がお済みでない場合は、下記 URL から「伊豆の国市の電子入札における利用者登録について」を参照いただき、伊豆の国市公共事業電子入札運用基準をご確認のうえ、システム利用届（利用者登録）の提出をお願いします。

<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/zaimu/shisei/nyusatsu/denshinyusatsu.html>

建設工事提出書類一覧

別紙

○：必ず提出

△：該当する場合提出

(注) 各ファイルは電子申請のフォームに添付し提出してください。

持参・郵送の場合、こよりで綴じた後、A4個別フォルダに収納してください。なお、各書類は、A4の用紙を使用してください。

	書類の名称	説明
○	1 一般競争（指名競争）参加審査申請書 （建設工事）	5市3町統一様式1
○	2 建設業許可証明書または通知書（写）	更新中の場合は、受付印が押印されている申請書の写しを提出し、後日速やかに持参又は郵送にて提出のこと
△	3 営業所一覧表	5市3町統一様式2 登録する営業所をマーカー等で着色すること
○	4 工事経歴書	経営規模等評価結果通知書等で提出した工事経歴書の写し（直近2年間）
○	5 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（写）	審査基準日（決算日）から1年7か月以内で、最新のもの。 申請中の場合は、受領印を押した申請の写しを提出し、後日速やかに持参又は郵送にて提出のこと
○	6 技術職員名簿又は業態調書	経営事項審査で提出した技術職員名簿の写し（直近のもの） ただし、技術職員100人以上の場合は、 5市3町統一様式3 の業態調書のみを提出
○	7 使用印鑑届（写不可）	5市3町統一様式4
○	8 登記簿謄本（写可） （法人登記している場合提出）	法務局が証明するもの
	9 代表者身分証明書（写可） （個人事業主は提出）	代表者の本籍地の市町村長が証明するもの
△	10 納税証明書（写可） （伊豆の国市に納税している場合提出）	伊豆の国市長が証明する最新のもの 法人：法人市民税、固定資産税 個人：市県民税、固定資産税 ※市民課及び各支所窓口にて発行
○	11 納税証明書その3の3（写可） （法人登記している場合提出）	所管の税務署長が証明する最新のもの （法人税と消費税及び地方消費税に未納税額のない証明）
	12 納税証明書その3の2（写可） （個人事業者は提出）	所管の税務署長が証明する最新のもの （申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納税額のない証明）
△	13 委任状（写不可）	支店・営業所等に契約権限等を委任する場合 5市3町統一様式5
○	14 誓約書（暴力団との関係）（写不可）	代表取締役（本社）の氏名・実印
△	15 法人番号通知書（写） （法人登記している場合提出）	国税庁からの通知書の写し （国税庁法人番号公表サイトの印刷でも可）
△	16 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の 加入を証する書類（写）	経営規模等評価結果通知書において、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の欄にて「無」がある場合のみ 経営事項審査基準日後に加入した場合は、下記別表「健康保険、厚生年金保険及び雇用年金保険の加入を証する書類」参

		照
△	17 誓約書（健康保険加入等）（写不可）	経営事項審査基準日後に適用除外となった場合

以下は綴じないで提出してください。

○	18 業者登録カード	伊豆の国市指定様式（記載例に従って記入してください） 希望業種は総合評定値（P点）の取得があり、過去2年間（基準日令和6年1月1日）（官民間問わず）において実績があるもののみ希望できます
○	19 令和6年度入札参加資格審査申請書提出書類確認表	

※ 電子申請の場合はすべてデータでの提出となりますが、原本を求める場合もありますので、申請書類は1年間保管しておいてください。

※ 事業共同組合で登録希望の方は、さらに「官公需適格組合証明書」「組合員名簿」「協同受注契約」「配分基準」を提出してください。（県などに提出した書類の写しでも可）

※ 各証明書は、入札参加資格審査申請書の提出日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

別表 健康保険、厚生年金保険及び雇用年金保険の加入を証する書類

経営規模等評価結果通知書 その他の審査項目の欄	提出書類	摘要
(1)「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄について「無」である場合	下記のいずれかの書類 ・直近1か月分の健康保険及び厚生年金保険の領収書(写し) ・社会保険料納入証明書(写し) ・健康保険・厚生年金保険新規適用届(写し)	建設国保加入者は厚生年金保険の領収書(写し)を提出すること
(2)「雇用保険加入の有無」欄について「無」である場合	労働保険概算・確定保険料申告書(控)(写し)及び直近の雇用保険料の領収書(写し)	労働保険事務組合の加入者は期別納付額が記された納入通知書(写し)を提出すること